○諸塚村介護支援専門員確保育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の確保と育成を図るため、介護支援専門員実務研修受講 支援及び介護支援専門員指定研修(以下「指定研修」という。)に要した経費に対し予算の 範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、諸塚村補助金等交付規則(平成6年規 則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に定める補助金の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づ く諸塚村の住民基本台帳に記録され、かつ、居住している者で、諸塚村社会福祉協議会の職 員を除く者とする。

(交付対象)

- 第3条 補助金は、他の補助金等の交付を受けている場合を除き、次に掲げる経費に対して交付する。
 - (1) 介護支援専門員実務研修受講試験費用
 - (2) 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者が資格を取得する為の実務研修費用
 - (3) 介護支援専門員証(以下「証」という。)の有効期限が満了する者が、証の更新をする ための研修費用
 - (4) 実務未経験者の者が証を更新するための更新研修費用
 - (5) 証の有効期限切れの後に証の交付を受けるため等の研修費用
 - (6) 現任の介護支援専門員が、必要に応じた専門知識及び技能の習得を図るための研修費用
 - (7) 主任介護支援専門員研修費用
 - (8) 主任介護支援専門員研修終了証明書の有効期間が満了する者が、主任介護支援専門員研修終了証明書の更新をするための研修費用

(補助金対象経費等)

- 第4条 補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助対象経費 研修費用 (受講料及び教材費)
 - (2) 補助率 10分の10
 - (3) 限度額 10万円

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、 村に提出しなければならない。
 - (1)介護支援専門員実務研修受講試験費用に係る補助金の申請については、受験手数料の「振替払込受付証明書(お客様用)」(コピー可)
 - (2)第3条第2項から第8項の指定研修に係る補助金の申請については、指定研修の受講が終了したことが分かる書類、受講料及び教材費の領収書の写し

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、規則第4条に規定する補助金の交付決定を規則第12条に規定する額の確定と併せて行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第15条の規定による実績報告は、第4条の交付申請書の提出をもって報告があった ものとみなす。

(補助金の支払方法)

- 第8条 村長は、第5条に定める補助金の額を確定した後に、その補助金を申請者に対して支払 うものとする。
- 2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

令和 年度諸塚村介護支援専門員確保育成事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

諸塚村長 殿

申請者 所在地 諸塚村大字 氏 名

下記により諸塚村介護支援専門員確保育成事業補助金の交付を受けたいので、諸塚村介護支援専門員確保育成事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1)介護支援専門員実務研修受講試験費用補助
 - ・受験手数料の「振替払込受付証明書(お客様用)」(コピー可)
 - ・補助対象受講者が介護支援専門員研修の受講料を支払ったことが確認できる書類 (指定試験実施機関が発行した領収書の写し等)
 - (2)介護支援専門員指定研修受講に係る補助
 - ・介護支援専門員指定研修の受講が終了したことがわかる書類
 - ・受講料及び教材費の領収証(コピー可)